

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

3 減免申請をした年度以降の減免手続き

次年度以降の減免申請の省略を希望された場合、次年度以降の手続きは不要ですが、次に該当する場合は手続きが必要です。

- ・納税義務者、障がいのある方、運転者のいずれかの方の住所が市外の場合や亡くなるなどの理由で変更となった場合
- ・減免対象車両を廃車(変更含む)した場合
- ・障がいのある方の手帳について、更新や再判定があり、障がいの等級や程度が市の定める基準に該当しなくなった場合

4 減免申請時の内容に変更があったり、該当しなくなった場合

減免決定後に次の事由が生じた場合は都度の申告が必要です。

- ・納税義務者、障がいのある方、運転者が転居した場合や亡くなるなどの理由で変更となった場合
- ・減免対象車両を廃車(変更含む)した場合
- ・障がいのある方の手帳について、更新や再判定があった場合

[2]車両の構造が専ら障がいのある方のために使用するものとなっている場合の減免

1 減免の対象 車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた車両

2 減免申請をした年度以降の減免手続き

次年度以降の減免申請の省略を希望された場合は、次年度以降の手続きは不要です。ただし、内容に変更が生じた場合は減免の継続ができません。

3 減免申請時の内容に変更があった場合または消滅した場合

減免決定後に減免対象車両を入れ替えた場合や申請された内容に変更が生じた場合は、随時変更点を申告してください。

保険・年金

国民年金

詳細 ☎72-3122

国民年金は国が運営する社会保障制度で、日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の方全員が加入しなければなりません。

●国民年金の加入者

- ・第 1 号被保険者：自営業者や学生、無職の方など
- ・第 2 号被保険者：厚生年金加入者(公務員含む)
- ・第 3 号被保険者：第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

国民年金保険料

第 1 号被保険者は国民年金保険料を納付しなければなりません。

保険料は物価の変動などにより、国が決定します。

希望により月額 400 円の付加年金に加入することができます。

●保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由などにより納付が困難な場合、本人、配偶者、世帯主の前年または前々年の所得に応じて、保険料の全部または一部が免除・納付猶予される場合があります。

申請に必要なもの：本人確認書類^{*}、基礎年金番号がわかるもの、離職を確認できるもの(一部の方のみ)

●保険料の学生納付特例制度

納付が困難な学生の方が将来、年金を受け取れなくなることを防止するため、前年または前々年の所得に応じて申請により納付が猶予される場合があります。

申請に必要なもの：本人確認書類^{*}、基礎年金番号がわかるもの、学生証または在学証明書、離職を確認できるもの(一部の方のみ)

※マイナンバーカード、運転免許証など

国民健康保険

詳細 ☎72-3123

本市に住所があり次の社会保険などに加入している方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ・職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している方とその扶養家族
- ・ほかの国民健康保険組合に加入している方とその扶養家族
- ・後期高齢者医療制度に加入している方
- ・生活保護を受けている方

	届出の内容	手続きに必要なもの
加入するとき	市外から転入した ※転入届と同時に受付	ほかの市区町村の転出証明書
	職場の健康保険を脱退した	国保に加入する方全員分が記載された職場の健康保険の脱退証明書
	子どもが生まれた 【出産育児一時金の申請】	出産費用の領収書、世帯主の印鑑、世帯主または出産した方名義の銀行口座 ※「直接支払制度」を利用して出産育児一時金の全額が病院へ支払われる場合は手続き不要
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書
脱退するとき	市外へ転出する ※転出届と同時に受付	国保の保険証
	職場の健康保険に加入した	国保を脱退する方全員分の職場の健康保険証(または加入証明書)、国保の保険証
	死亡した 【葬祭費の申請】	死亡した方の国保の保険証、喪主の印鑑、喪主名義の銀行口座
	生活保護を受け始めた	保護開始決定通知書、国保の保険証
その他	住所や氏名が変わった	国保の保険証
	世帯を分けた、一緒にした	国保の保険証
	保険証を破損・紛失した	使えなくなった国保の保険証(お持ちの場合)

※各種手続きは 14 日以内に行ってください

※届出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かる書類と、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)をお持ちください

●後期高齢者医療制度

詳細 ☎72-3125

後期高齢者医療制度は、原則 75 歳以上の方が対象です。65 歳から 74 歳までの一定の障がいのある方^{*}も申請により加入できます。

※一定の障がいのある方とは

- ・国民年金などの障害年金 1、2 級を受給している方
- ・療育手帳の A (重度)判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の 1、2 級の方
- ・身体障害者手帳の 1～3 級の方
- ・身体障害者手帳の 4 級で次のいずれかに該当する方(音声障がい・言語障がい・下肢障がい(両下肢のすべての指を欠くもの・一下肢を下肢の二分の一以上で欠くもの・一下肢の機能の著しい障がい))

暮らしの電話帳(市役所)

代表	72-3111
総務部	
総務課	
庶務担当、文書・法制担当	72-3149
統計担当	72-3681
行政改革・DX推進課	72-3159
契約課	72-3155
職員課	72-3151
総務部危機対策担当	
危機対策課	72-3190
企画経済部	
企画課	
企画担当	72-3161
交通担当	72-3193
秘書広報課	72-3145
政策担当	72-3644
企業連携推進課	72-3158
東京事務所	03-6206-1431
企画経済部産業振興担当	
農政課	
農政担当	72-3164
農業総合支援担当(JAいしかり内)	66-3345
林業水産課	72-3246
商工労働観光課	
商工労政担当	72-3166
観光担当	72-3167
財政部	
財政課	
財政担当	72-3154
管財担当	72-3646
税務課	
市民税担当、税制担当	72-3119
資産税担当	72-3120、72-6120
納税課	
収納管理担当	72-3121
納税担当	72-3118
環境市民部	
環境課	
環境政策担当	72-3698
環境保全担当	72-3240
自然保護担当	72-3269
ごみ・リサイクル課	72-3126

広聴・市民生活課	
市民活動担当	72-3191
生活安全担当	72-3143
消費生活センター	75-2282
市民課	
住民・戸籍担当	72-3165
国民年金担当	72-3122
保健福祉部	
福祉総務課	
企画総務担当	72-3152
生活支援担当	72-3127
障がい福祉課	72-3194
子ども発達支援センター	72-7015、72-7016
高齢者支援課	72-6121、72-7014、72-7017
地域包括ケア課	77-7535
子ども政策課	72-3631、72-3192
子ども家庭課	
教育・保育担当	72-3197
手当・医療担当	72-3128
子ども相談センター	72-3195
厚田保育園	78-2440
はまます保育園	79-2264
保健福祉部健康推進担当	
保健推進課	72-3124、72-6124
スポーツ健康課	72-6123
新型コロナウイルス感染症対策課	72-3640
国民健康保険課	
賦課・資格担当	72-3123
給付担当	72-3633
障がい者・高齢者医療担当	72-3125
建設水道部	
建設総務課	
庶務担当	72-3137
都市計画担当	72-3162、72-3081
都市整備課	
施設整備担当	72-3139
公園管理担当	72-3671
管理担当	72-6122
維持担当	72-3138
建築住宅課	
建築担当	72-3140
市営住宅担当	72-3144